

OWLS



PROFILE

つちや品子 [つちや しなこ]

自由民主党埼玉県第13選挙区支部長

聖心女子大学文学部歴史学科卒業、香川栄養専門学校卒業

料理研究家としてテレビ・雑誌・講演や執筆等で活躍

国際学院埼玉短期大学客員教授

平成8年10月衆議院選挙で埼玉13区より初当選、現在5期目、党副幹事長

環境副大臣、外務大臣政務官、党政務調査副会長などを歴任

資格：栄養士、製菓衛生士、調理師、ホームヘルパー2級

編集・発行：つちや品子 後援会/〒344-0062 春日部市粕壁東2-3-40-101/電話 048-761-0475/FAX 048-763-3475/E-mail otayori@owls.co.jp/つちや品子ホームページ URL http://www.owls.co.jp/shinako

つちや品子 活動報告

ありのままの言葉で語り合う



秋の臨時国会は、「成長戦略実現」国会に

七月の参議院選挙では、たくさんのご支援をいただき、ありがとうございました。国会のねじれも解消されたので、これから国民みなさまの負託に応えて、政策実行をさらに加速させることが、与党としての使命と考えています。日本を取り戻す戦いは、まだ終わっていません。多くの議席をいただいたことに慢心せず、自民党の副幹事長として私自身も引き締めて党運営の一翼を担っていきたくと考えています。さて、臨時国会までの間、政策の推進には休みはありません。八月の中旬以降は、

来年度の予算・税制についての議論がはじまりました。各団体からの要望を聞き、アベノミクスの効果が中小企業や地方にも実感として広がっていくことが重要だと確信しています。現政権の経済政策の三本目の矢となる「成長戦略」の具体的なメニューや法律の整備は、まさに秋の臨時国会以降に託されています。民間活力の爆発によって、日本が海外からの投資先となり、中小企業においてもアジア新興国等、海外市場の需要の恩恵にあずかれるかは喫緊の課題と認識しています。

多くの課題解決に向け、全力で政策の実現に取り組んでまいりますので、よろしくお願ひします。



環境委員会の筆頭理事として

昨年の総選挙で当選し、党の役職で副幹事長となり幹事長を補佐しながら、ふるさと対話集会の事務局長として全国を飛び回ってきました。そして国会では、環境委員会の筆頭理事として委員会の運営について与党理事の取り纏めや野党筆頭理事と委員会日程の交渉等を行う重要な職責を担ってきました。環境委員会は、通常国会召集前に野党から「不適切除染」に係る閉会中審査を求められ、党の国対や政府とも協議し、閉会中の委員会開催を決定しました。

また、会期中は、内閣提出の法案が六



本あり事実上の審議が、予算案通過後という厳しい日程の中で、精力的に交渉し委員会に付託された全ての法案を会期中

外務委員会と憲法審査会

国会では、環境委員会の他に外務委員会の次席理事として、委員会の運営に携わってきました。会期中には、委員長の代理で、デンマークからの国会議員団の表敬訪問を受け有意義な意見交換をしたこともありました。外務委員会では、大使館の新設など予算関連法案がありましたが、無事に通過しました。私が友好議連の会長を務めているアイスランドに、念願の大使館が新設されることとなりました。北極海航路、漁業資源、地熱発電といった我が国にとっても重要な国際問

題で協調していけるよう、議員外交にも力を入れていきます。また、委員会では条約の審議をしますが、国際的に条約の締結が急がれていいたわゆるハーグ条約が承認され、国内法も整備されました。憲法審査会の委員として、会期中は憲法の論点整理に意見を述べる等これからの憲法改正にかんする調査、審議の真ん中で、各党と様々な討議をしてきました。現在の活動は地味に見えますが、いざ国会で憲法改正原案を作るとなると憲法審査会が審議することになるので、国会で

も特別な委員会となっています。今後の議論を見守りながら、環境権の加憲などに取り組んでまいります。



日本を取り戻す戦いは終わっていない!

地方の再生なくして日本経済再生なし

世界から圧倒的な経済の強さを認められていた我が国の経済は、一九九一年のバブル崩壊以降停滞が続き、先進国の中でも唯一長期にわたるデフレから脱却できない国と言われるようになってしまいました。様々な要因があるにせよ、アジア地域で新興国が台頭してきているのは逆に、このままでは新衰退国になるとの指摘まであるほどです。

国際経営開発研究所

(IMD)の評価によれば、一九九〇年に世界一位であった日本の国際競争力ランキングは、二〇一二年には二十七位にまで低下し、デフレからの脱却もできず今年を迎えました。しかし、昨年の政権交代後いわゆるアベノミクスといわれる経済政策によって株価は上昇し、為替も円安になってきました。

第一の矢といわれる「大胆な金融政策」、第二の矢といわれる「機動的な財政政策」を矢継ぎ早に政策断行し、国際社会に向けて日本経済に期待できるというメッセージをおくることで、我が国の国民だけでなく、世界中の投資家や市場関係者が今、日本に関心と期待を寄せているところです。政府と自民党は、秋の臨時国会を第三の矢といわれる民間投資を喚起する「成長戦略」実現国会と位置づけ、大胆な投資減税を決定する他、産業競争力の強化を具

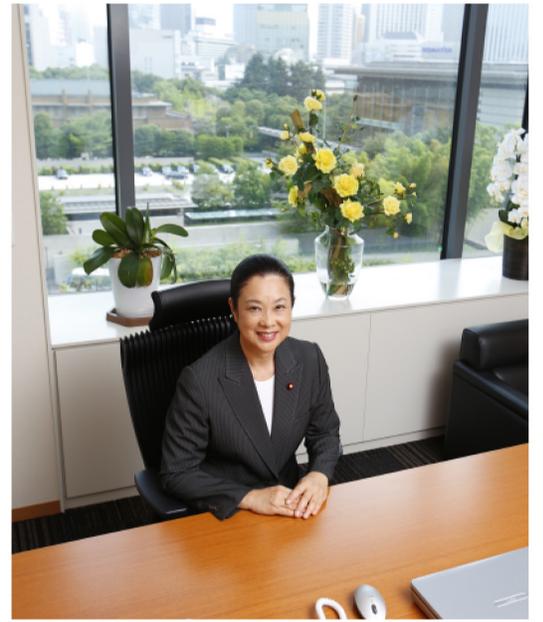
体化することで、日本経済



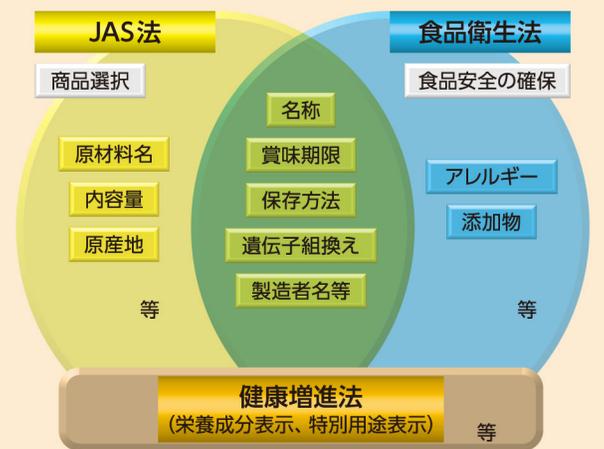
再生策を一層強力に進めて行く覚悟です。そんな中、まず取り組んでいかなくてはならないのが、各地方の特性や強みを生かした地域経済の再生です。このことが結果として、日本の総力を結集した成長加速に繋がると考えています。そのためにも、地方自治体ごとの成長政策、観光産業や地方のサービス業振興、農業再生やものづくり回帰などが必要です。地域の環境に適応した成長政策を実現するためには、地方からのアイデアを吸い上げ実現する仕組みと政府が主導して戦略的に再生策とがうまく融合しなければなりません。

これからは、高齢化対応、地域の活力をUPさせるための都市計画や交通機関の整備、地域医療の強みの発揮、観光振興のインフラ整備等のニーズを土地政策に迅速に反映させるための権限委譲も断行するべきであると考えます。「地方から日本経済再生」を実現していくことを重要視してまいりますので、様々なご意見や要望を是非お寄せ下さい。

また、地域経済の再生や活性化には、定住人口だけでなく交流人口の拡大が大切です。人が多く集まる、観光を視野に入れた取り組みが求められています。地域に魅力を取り戻し、賑わいのある街づくりをすることが、地域再生の鍵になると考えていますので、皆さんの応援をよろしくお願いします。



SHINAKO'S KITCHEN



今回の食に関するレポートは、今通常国会で成立した「食品表示法」について説明します。

皆さんは、これまでコンビニでいろいろな食品を購入する際、シールに記載されている原材料、賞味、消費期限や添加物、保存法など様々な表示を見ていたと思います。しかしながら、これらの表示に関しては、これまで、食品衛生法という公衆衛生の見地から規制をしている厚生労働省が管轄の法律と農林水産省が管轄する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(いわゆるJAS法)、そして健康増進法と複数の法律で規定されていて、表示に関する主務官庁は消費者庁と異なるが、用語の定義や解釈が異なっていたので、消費者にとっても事業者にとっても分かりにくいとの意見がありました。

このような背景から、平成二三年七月に消費者基本計画の一部改訂で、食品に関する一元的な法律について法案提出を目指すことが決まりました。消費者庁で昨年の八月まで検討を重ね、今回の第百八十三国会に、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設することを内容とする「食品表示法」が提出され、食品

衛生法、JAS法、健康増進法の規定の一元化と栄養表示の義務化をする内容の法律が可決、成立しました。これにより、公布から二年以内の施行が義務づけられているので、将来はどの商品にも同じ内容の統一された表示方法に変わります。

しかしながら、次のような課題が残されているのも事実です。①加工食品の原料原産地表示は、JAS法で定められていて、表示義務付け品目の拡大してきましたが、全ての品目での表示は困難であることから、現在の原産地表示制度の方針を維持しながら、検討課題として残されました。今後は、対象品目や選定方法をどう設定するかの議論をすることになっています。②遺伝子組換え食品の表示については、現在八農産物とその加工食品が33食品群を表示対象として、「遺伝子組換え」もしくは「遺伝子組換え不分別」等の表示が義務づけられています。TPP交渉との関連もあり、表示方法など十分な検討が望まれます。③健康食品に関しては、保健機能食品(栄養機能食品と特定保健用食品)を除く商品について、虚偽や誇大広告がひど過ぎるとの問題が多く指摘されてきました。そこで政府は、平成二七年三月までに企業等の責任に於いて科学的根拠をもとに機能性を表示できる方策を実施することにしました。以上の三点がこれから検討すべき課題で導入まではまだ紆余曲折がありそうです。

消費者庁が一元化され消費者庁が誕生したのですから、しっかりと国民の食に対する安全チェックをするという面から、今後の議論を見守りながら、より良い表示法になるよう努力していきます。